

【金融犯罪にご注意ください】

預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です！

当金庫では、お客さまの取引の安全を確保するため、金融犯罪のおそれがあると認められる場合には、警察等と連携のうえ、適切な対応を行います。

1. 預金口座（キャッシュカード、通帳）の売買・譲渡・貸与は、犯罪収益移転防止法の法律により禁止されています。
2. 違反した場合は、処罰の対象となります。（1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。）
3. 売買・譲渡・貸与された口座が詐欺の受け皿口座として、お客さまの名義のまま犯罪に利用されます。
4. 口座の売買・譲渡・貸与や口座が悪用されていることが判明した場合は、口座の利用を停止させていただきます。また、全ての金融機関において口座開設ができなくなる等の不利益を受ける可能性があります。

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

金融犯罪に気をつけて！

不審なことがあれば、しんきんに相談

多発している犯罪

◆ 口座のなりすまし開設



★ 自分以外の個人や、架空の企業になりすまして口座を開設することは**犯罪**です。

◆ 口座の売買・譲渡・貸与



口座を他人に売買、譲渡または貸与することは**犯罪**です。

身近に迫る犯罪



◆ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS等を通じて「絶対に儲かる」と投資を勧めたり、恋愛感情や親近感を抱かせ言葉巧みに金銭等を振り込ませようとすることは**詐欺**です。



◆ フィッシングによる犯罪

信用金庫や協会を装う偽メールで、偽のwebサイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を入力させて盗み、不正に預金を引き出す**不正送金事犯**も発生しています。

！ お客さまへのお願い **—金融犯罪に巻き込まれないために—**

✓ 犯罪に関わらないために、怪しい取引には応じず、使わなくなった口座は早めに解約してください。

【信用金庫における安全を確保するための取組み】

信用金庫では、お客さまの取引の安全を確保するため、金融犯罪のおそれがあると認める場合には、警察等と連携のうえ、適切な対応を行います。